

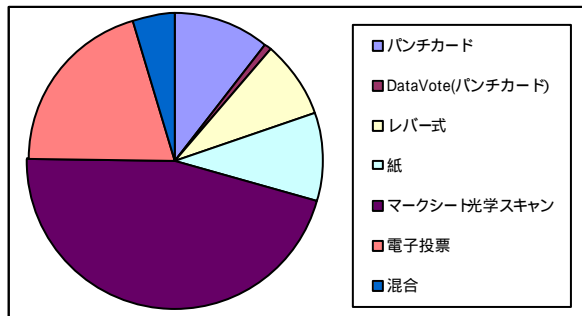
## 電子投票の法的規制

湯浅 壱道  
(九州国際大学法学部)

### 報告の概要

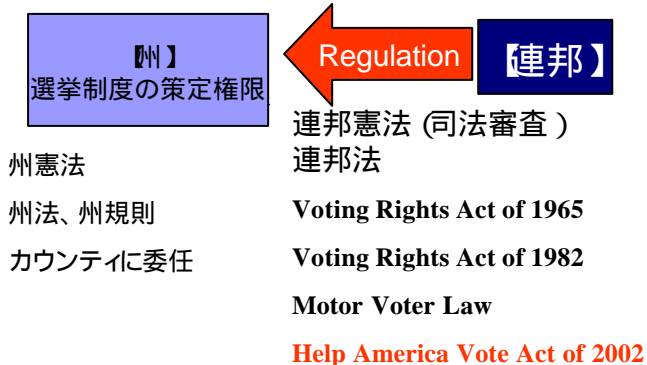
- 2004年アメリカ大統領選挙における電子投票とアメリカの投票制度
- 電子投票における「段階論」と実際の障害
- 物理的監査証跡の必要性
- 導入した場合の問題点と課題

### 2004年大統領選における各郡投票方式



Source: Election Data Services (2004).

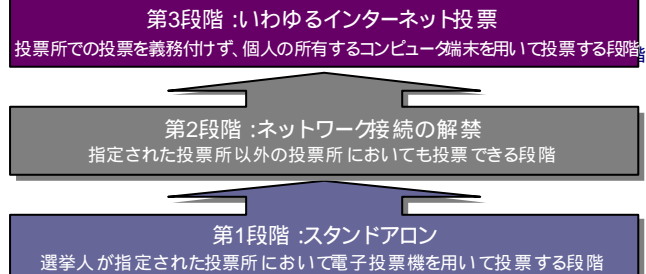
### アメリカの選挙制度



## わが国における電子投票導入

- 1999年7月 自治省「電子機器利用による選挙システム研究会」設置
- 2000年8月 研究会中間報告
- 2001年6月 「e-Japan 2002プログラム」で地方選挙における電子投票導入を規定
- 2001年12月 電磁記録投票法公布
- 2002年2月 研究会報告
- 2002年2月 電磁記録投票法施行
- 2002年6月 岡山県新見市で実施

## 「3段階論」(研究会中間報告)



## 第1段階における障害

- アメリカにおける多数の障害事例
  - Diebold事件
- わが国における障害事例
  - 岐阜県可児市 (2003年7月20日)
    - 全投票所で一時的に投票不能
    - 一部有権者の複数投票発生
  - 神奈川県海老名市 (2003年11月9日)
    - 得票総数不一致
    - 不明票 (約2,000票) の発生

## 物理的監査証跡の必要性

- 必要性
  - 第1段階ですら多くの障害が発生している (第2、第3段階ではさらに障害等が発生すると予想される)
  - 憲法15条の保障する選挙権の重要性にかんがみ、有権者の権利保障の観点からは投票および投票・開票過程をできるだけ可視的にすべき
  - 物理的監査を可能とする監査証跡 (記録証紙) 発行が望まれるのでは?

## 物理的監査証跡導入のうごき

- 第1段階における障害の教訓
- アメリカにおけるpaper record、paper trail導入のうごき
  - 障害への対応とrecount
    - 連邦法(Help America Vote Act)
  - Paper trail
    - カリフォルニア州
    - ネバダ州
    - ニューヨーク州 等

## アメリカ連邦法における要件

- Help America Vote Act of 2002におけるpaperの規定
  - audit (audit paper)を規定(§ 301 (a)(2))
    - “permanent paper record with a manual audit capacity” Recountへの対応
    - 有権者に対しpermanent paper record の記録前の投票変更・訂正権
    - 有権者に対するtrail発行は義務づけず(改正の動き)

## カリフォルニア州法における要件

- カリフォルニア州選挙法改正
  - 州務長官の認可のない電子投票機使用を禁止(California Elections Code, ch.4, et.sec.)
- 州務長官(Secretary of State)
  - ソースコード、脆弱性等を事前審査・認可
  - 既存のDRE方式投票機に対し Accessible Voter Verified Paper Trail (AVVPAT)を義務づけ

## 導入の問題点(1)

- 物理的監査証跡(記録証紙)発行時
  - 選挙の秘密(投票の秘密)の保持
    - 発行時、発行後に秘密の確保が必要
  - 投票の変更、訂正権
  - 原本性の確保
  - 有権者の保護
    - 記録用紙発行が投票の強要・買収等を誘発しないか

## 導入の問題点(2)

- 物理的監査証跡(記録用紙)の**保存**の是非
  - どこに誰がどのようにして保存?
  - 保存した場合の投票の秘密侵害の恐れ
    - 判例
      - 誰に投票したのかを取り調べてはならない(最判昭23・6・1)
      - 投票用紙の差し押さえは違憲(大阪地判堺支部昭61・10・20)
      - 投票用紙の差し押さえによる利益侵害はない(最判平9・3・28)

## 導入の問題点(3)

- 選挙無効の訴え
  - 電子投票における選挙無効を認める司法審査の基準
    - 選挙の自由公正が著しく阻害(最判昭27・12・4) 電子投票機の障害による全投票所一時的投票不能(可見市)は該当しないのか?
    - 「選挙結果の異動」基準(最判昭29・9・24) 物理的監査証跡による監査が可能であれば基準の厳格化を行うべきではないか
    - 現行法は選挙自体のやりなおしが前提 Recount を命じる判決は可能か

## 法的課題

- 有権者本人の権利の再構成
  - 従来
    - 選挙の効力に関する異議の申出(公職選挙法202条1項)、審査の申立て(202条2項)、選挙無効訴訟(203条、204条)
    - 有権者本人による投票の検証権は認めていない
  - 物理的監査証跡を認める場合
    - 有権者による開示請求の是非と範囲

## おわりに

- 電子投票
  - 「人の知覚によっては認識することができない」方式による投票
  - スタンドアロン型でも規制の再検討が必要